

令和元年度第 20 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出日：令和 2 年 1 月 28 日

担当部・課：総務部防災推進課〔内線 4 1 7 3〕

① 件 名		
石巻市交通安全指導員の身分の移行について		
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）		
<p>【背景】</p> <p>非常勤特別職員、臨時的任用職員の任用を厳格化するとともに、会計年度任用職員制度を導入することで任用の適正化を図るため、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 1 日から施行される。</p> <p>本市の交通安全指導員の身分は、これまで非常勤特別職としていたが、法改正に伴い、週の勤務時間を定める必要があることや、支給額の計算が時間単価になることなど、交通安全指導隊にはそぐわない内容となることから、その身分での継続が困難となった。</p> <p>【目的】</p> <p>本市の交通安全指導員の身分を、非常勤特別職から有償ボランティアへ移行することで、現行に近い体制での活動を維持する。</p>		
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性		
<p>【根拠法令】</p> <p>地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号） 地方公務員法（昭和 25 年 12 月 13 日法律第 261 号） 石巻市交通安全指導員条例（平成 17 年 4 月 1 日条例第 196 号） 石巻市交通安全指導員規則（平成 17 年 4 月 1 日規則第 145 号） 石巻市交通安全指導員被服等貸与規定（平成 17 年 4 月 1 日訓令第 83 号）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：<input checked="" type="checkbox"/>有・無】 又は 【個別計画との整合性】</p> <p>石巻市総合計画実施計画 第 4 章 安心して健やかに暮らせるまち 第 6 節 日常の身近な安全性を高める 1 交通事故の発生を抑止する</p>		
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）		
<p>令和元年 11 月 第 1 回上級幹部会（※交通安全指導隊の上級幹部による会議）において、法改正に関する説明を実施</p> <p>令和 2 年 1 月 第 3 回上級幹部会で有償ボランティアへ身分を移行することで了承される。</p>		
⑤ 主な内容		
【移行に伴う主な変更】		
	移行後	移行前（現行）
身分	有償ボランティア	非常勤特別職
採用	分隊長の推薦により市長から委嘱する。〔3 年更新〕	分隊長の推薦により市長から任命する。〔3 年更新〕
報酬	・規則に定め現行と同様とする ・名称を「報酬」から「謝礼」に変更	①階級に応じた年報酬 ②出勤に応じた出勤報酬
費用弁償	規則に定め現行と同様とする。	「石巻市職員等の旅費に関する条例」の例による。
指導車（公用車）	本市からの委嘱により使用可能	広報や巡回で使用
補償	民間保険に加入する必要 （※市の予算による加入を想定）	非常勤職員としての公務災害補償
（参考）石巻市交通安全指導員人数 126 名（令和 2 年 1 月 1 日現在。定数は 232 人以内。）		

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

有償ボランティアへの移行により、現行に近い体制で活動することができる。

【市財政への負担】 ※令和2年度当初予算要求額

報償費 19,173 千円（一般財源 17,045 千円、県支出金（市町村振興総合補助金）2,128 千円）

役務費 657 千円（一般財源のみ）

なお、今回の移行に伴う年額・出勤報酬（日額）等の単価の変更は無い。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

【石巻市と指導隊が同規模及び石巻圏域の市町村の状況】

県内市町	隊員数	法改正による身分移行先	備考
大崎市	165 人	非常勤特別職	非常勤特別職として令和2年度末まで継続雇用の契約のため
登米市	105 人	非常勤特別職	非常勤特別職として令和2年度末まで継続雇用の契約のため
栗原市	101 人	有償ボランティア	
東松島市	31 人	有償ボランティア	
女川町	11 人	有償ボランティア	

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和2年2月 市議会第1回定例会に、石巻市交通安全指導員条例の廃止について提案
（令和2年3月31日をもって廃止）

3月 石巻市交通安全指導員規則等の制定
（施行予定年月日：令和2年4月1日）

⑨ その他